

群馬県県有施設の脱炭素化に伴う J-クレジット創出等に関する連携協定（案）

群馬県（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、県有施設における照明設備の LED 化をはじめ、太陽光発電設備の導入等によって生じる温室効果ガス排出削減量を J-クレジット制度に基づき認証・販売し、脱炭素化の取組を環境価値として循環させる仕組みを構築するため、次のとおり「群馬県県有施設の脱炭素化に伴う J-クレジット創出等に関する連携協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、相互に連携・協力し、県有施設における照明設備の LED 化や太陽光発電設備等によって創出される環境価値を J-クレジットとして有効に活用することにより、群馬県自らが脱炭素と財政効果を両立する先進的なモデルとなるとともに、持続可能な脱炭素社会の形成に資することを目的とする。

（役割等）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

（１）甲は、本事業に関し、次に掲げる事項を実施する。

- ア 本事業の実施に必要な資料及びデータの提供
- イ 県有施設関係部署との連絡調整
- ウ 本事業に関する広報・周知等の支援

（２）乙は、本事業に関し、次に掲げる事項を実施する。

- ア J-クレジット制度に基づく認証申請、審査対応及び発行手続
- イ 認証された J-クレジットの販売。その際、県内企業等への販売（環境価値の地産地消）に配慮するものとする。
- ウ 甲が実施する脱炭素施策・セミナー等への協力、及び地域への貢献に関する事項
- エ 本事業に関連する事務手続全般の実施

2 甲及び乙は、本事業の円滑かつ効果的な推進のため、必要に応じて協議を行うものとする。

（販売収益の配分）

第 3 条 乙は、本事業により認証・発行された J-クレジットの販売によって得られた収益の一

部を甲に還元するものとする。

- 2 前項に規定する還元の方法、甲及び乙の配分割合、還元を行う時期その他必要な事項については、別途甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(対象事業の拡大)

第4条 甲及び乙は、本事業の対象として、第一弾の照明設備のLED化に加え、新たに太陽光発電設備の導入等、別の脱炭素化施策をJ-クレジット化の対象に追加する場合、協議の上で本協定の枠組み内で事業を拡大することができる。

(仕様書等の遵守)

第5条 乙は、本事業の実施に当たり、本事業に係る仕様書及び甲と合意した内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(費用負担)

第6条 本事業の実施に要する一切の費用（J-クレジットの認証申請、審査、販売等に係る費用を含む）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の職員の旅費その他甲の内部事務に要する費用については、この限りではない。

(リスク等への対応)

第7条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により生じたリスクについては、乙がその責任を負い、未然防止及び適切な対応を行うものとする。

- 2 本事業に関連して発生した第三者との間のトラブルについては、乙が誠意をもって解決に当たるものとする。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙が、本協定に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該違反者は、その損害を賠償するものとする。

(協定の解除及びJ-クレジットの取扱い)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本協定に違反した場合

(2) 本事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為が認められた場合

2 本協定が解除された場合において、既に認証を取得し、かつ未販売の J-クレジットがあるときは、甲乙協議の上、当該クレジットを甲に帰属させるか、あるいは解除時点の市場価格に基づき販売したものとみなして第3条の規定を適用するかを決定するものとする。既に販売済みの J-クレジットについては、同条の規定に基づき、当該販売収益の一部を遅滞なく甲に納入しなければならない。

(協定内容の変更)

第10条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、その都度、甲乙協議の上、書面により変更するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和____年3月31日までとする。ただし、J-クレジットの認証対象期間の延長等により、本事業の実施期間が当該日を超える場合は、甲乙協議の上、協定期間を延長することができる。

(権利の帰属)

第12条 本事業の実施に伴い作成された報告書、データ等の知的成果物に関する所有権及び著作権は、原則として甲に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本事業により創出された J-クレジットの所有権は、乙に帰属するものとする。ただし、乙は当該クレジットの販売により得られた収益について、第3条の規定に基づき甲に配分しなければならない。

3 乙が本事業の実施以前から有していた固有の知識、技術に関する権利等は、引き続き乙に留保される。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により知り得た情報について、協定期間中及び協定終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令に基づく場合又は相手方の事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、本事業の実施に際し取り扱う個人情報について、関係法令及び甲が定める規

程等を遵守し、適切に管理するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 乙は、自己又は自己の役員等が、群馬県暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと、及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(疑義等の処理)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県知事 山本 一太

乙 (所在地)
(事業者・団体名)
(代表者)